

定 款

一般社団法人歌劇セカンドキャリア活性化推進機構

定 款

第1章 総 則

（名称）

第 1 条 当法人は、一般社団法人歌劇セカンドキャリア活性化推進機構と称する。

（目的及び事業）

第 2 条 当法人は、歌劇団OGのセカンドキャリアを進めるにあたって必要と思われる内容の教育及び相談への対応、助言並びに現役生を含んだファンクラブ運営に関するアドバイスを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 社会、経済、法律、会計等の基礎知識の授与
2. 上記に関するセミナー及び勉強会の開催
3. ファンレター等の郵便物の窓口
4. ファンクラブの運営に関する助言
5. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

（主たる事務所）

第 3 条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

（公告）

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

（入社）

第 5 条 当法人の社員となるべき資格を有する者は、第2条の目的に賛同し、これを相当の注意と誠意をもって公正かつ的確に遂行することに協力する者とする。

- 2 当法人の社員になろうとする者は、理事の過半数の同意によりその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

（経費等の負担）

第 6 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第 7 条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 次条の規定により退社したとき。
- (2) 総社員の同意があったとき。
- (3) 破産手続開始の決定及び民事再生手続開始の決定があったとき。
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) モラル違反、当機関のレピュテーションの低下を招いたとき。
- (7) 歌劇団の発展を妨害したと考えられるとき。
- (8) 当機関と利益相反の位置づけとされる行動、もしくはそのような団体に属するとき。

(退社)

第 8 条 社員は、退社しようとする日の 1 か月以上前に、当法人に対して書面をもってあらかじめその予告をした場合に限り、退社することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、社員はいつでも退社することができる

(除名)

第 9 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 49 条第 2 項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第 10 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第 3 章 社員総会

(社員総会)

第 11 条 社員総会はすべての社員をもって構成する。

- 2 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第12条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに、各社員に対して発する。

（決議の方法）

第13条 社員総会の決議は、定款又は法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（議決権）

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

（議長）

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

（議事録）

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

（役員の員数）

第17条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

（選任等）

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

（任期）

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第23条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（代表理事の選定及び職務権限）

第20条 当法人は理事のうち1名を代表理事とし、理事会の決議によって定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

（監事の職務権限）

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の報酬等）

第22条 役員の報酬、その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 理事会

（構成）

第23条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第24条 理事会は、次の職務を行う。

（1）当法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

（招 集）

第 2 5 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決 議）

第 2 6 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 2 7 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 計 算

（事業年度）

第 2 8 条 当法人の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの年 1 期とする。

（剰余金）

第 2 9 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 7 章 解散及び清算等

（解散）

第 3 0 条 当法人は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第 3 1 条 当法人が清算する場合に有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第 3 2 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 8 年 2 月 2 8 日までとする。

(設立時の社員の氏名及び住所)

第33条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 芝坂佳子

設立時社員 岩田宜子

設立時社員 石原真弓

(設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事)

第34条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 芝坂佳子

設立時理事 岩田宜子

設立時理事 石原真弓

設立時代表理事 芝坂佳子

設立時監事 酒井弘行

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第35条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は次のとおりとする。

東京都港区

(法令の準拠)

第36条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人歌劇セカンドキャリア活性化推進機構を設立のため、設立時社員芝坂佳子外2名の定款作成代理人であるスクエアワン司法書士法人 代表社員石川和司は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和6年11月11日

設立時社員 芝坂佳子

設立時社員 岩田宜子

設立時社員 石原真弓

上記設立時社員3名の定款作成代理人
東京都渋谷区広尾一丁目3番18号
スクエアワン司法書士法人
代表社員 石 川 和 司

